

修正対象物品の令和8年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和8年度の初日から令和8年6月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	24,512 トン	120,488 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	48,270 トン	161,730 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	264 トン	18 トン	246 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	324,314 トン	78,617 トン	245,697 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	48,708 トン	10,735 トン	37,973 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	147,987 トン	26,339 トン	121,648 トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,995 トン	2,893 トン	超過済
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	0 トン	17 トン
16	豚肉調製品	カナダ	76 トン	10 トン	66 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1 トン	0 トン	1 トン
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	3 トン	0 トン	3 トン

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,722 トン	97 トン	6,625 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,722 トン	97 トン	6,625 トン
29	SPF製材	カナダ	1,825,000 m ³	125,966 m ³	1,699,034 m ³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	73,800 m ³	6,270 m ³	67,530 m ³
31	OSB等	カナダ	260,000 m ³	24,112 m ³	235,888 m ³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,211,200 m ³	85,899 m ³	1,125,301 m ³
33	合板	ベトナム	284,000 m ³	43,543 m ³	240,457 m ³
34	広葉樹合板	マレーシア	714,400 m ³	36,724 m ³	677,676 m ³
35	針葉樹合板	カナダ	7,800 m ³	0 m ³	7,800 m ³
36	針葉樹合板	チリ	21,000 m ³	135 m ³	20,865 m ³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	69,600 m ³	0 m ³	69,600 m ³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	138,000 トン	385 トン	137,615 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	138,000 トン	385 トン	137,615 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	332,084 トン	54,418 トン	277,666 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995 トン	1,114 トン	2,881 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,544 トン	3,281 トン	263 トン
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	3,067 トン	12 トン	3,055 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	96,600 トン	60 トン	96,540 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	265,170 トン	65,940 トン	199,230 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	360 トン	684 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,667 トン	249 トン	7,418 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,722 トン	97 トン	6,625 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	138,000 トン	385 トン	137,615 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	333,922 トン	57,311 トン	276,611 トン
55	豚肉調製品	英国	3,995 トン	1,114 トン	2,881 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,544 トン	3,281 トン	263 トン
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	3,067 トン	12 トン	3,055 トン
58	豚肉(基準価格未満)	英国	96,600 トン	60 トン	96,540 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・ 3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。

＜関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量＞

- ・ 1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
- ・ 14の項の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
- ・ 25の項の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
- ・ 26の2の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 27の2の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 38の2の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 54の項の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
- ・ 55の項の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
- ・ 56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量を含む。
- ・ 57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量を含む。
- ・ 58の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む。